付録６．（２）：英国の予算・財政システムの透明性（自己評価（00 年 8 月発表）及びＲＯＳＣ（99 年 3 月発表）に基づく）

ＩＭＦコードの項目	評価の内容	備考
1. 役割と責任の明確化		
1.1 政府の範囲		
1.1.1 政府の構造と機能	**1.1.1 政府部門と他の経済部門の境界は、明確に定義されている。** ○ 政府部門と他の経済部門の境界は、ESA（European System of Accounts）に調和して定義される。（基）（優）（最） ○ 英国予算の焦点は、全ての公的部門（一般政府、公企業）にあてられる。公企業もまた、ESAに従って定義される。 ※ 英国では、中央省庁の政策立案部門と執行部門の分離によって、執行部門のエージェンシー化が行なわれている。	
1.1.2 政府内での責任の分担	○ 地方政府は、課税や借入といった権限を規定する明確な法的枠組みに従って運営されている。また、中央政府の地方政府に対する財政上の援助も、法によって定義されている。（優） ○ 北アイルランド、スコットランド、ウエールズの議会に権限委譲する仕組みがあるが、各々の議会に対する財政の透明性の責任分担を規定した法律枠組み、行政手続きが存在する。（ROSC） ○ 議会と司法府の役割は、明確に区別されている。（優）	旧コード 1.1.3
1.1.3 政府活動の調整と管理	○ 英国は、予算編成プロセスに関する調整と管理を中央集権化している。（優） ※ 英国は、国家貸付基金を通じて投融資活動を行なっているが、国家貸付基金の年次予算は議会で審議はされるものの議決の対象となっていない。	旧コード 1.1.4
1.1.4 政府と公的部門の関係	○ イングランド銀行は独立して運営されており、イングランド銀行以外の重大な公的金融機関は存在しない。また、公的企業は営利ベースで運営されている。ただし、非営利ベースの公企業は予算から補填を受けており、それは予算に反映されている。（ROSC）（基）（優）	

（注）1. （優）：優良慣行、（基）：基本要件、（最）：最優良慣行との対応を表わす。　2. 評価の内容の欄の○は、自己評価もしくはＲＯＳＣの要約　※は、新たに追加した内容を表わす。

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
	※ 非省庁公共体(Executive Non-Departmental Public Bodies)の組織のミッション、年度の業績目標及びその達成度合いを記した年次報告書が、内閣府によって作成され、公表されている。(基)(優) ※ 非省庁公共体と公的企業の、経営者の報酬、従業員数、監査法人、政府によるレビューの状況、年次歳出額(政府からの補助金額は、別に明示)等を記した年次報告書が内閣府によって作成され、公表されている。(最)	Executive Non-Departmental Public Bodies Report Public Bodies Report
1.1.5 他の経済部門部門への政府の関与	○ 全ての新しい規制は、Regulatory Impact Statement として公表される。また、正しいと認められない規制を無効にする迅速な手続きがある。(ROSC)(優)(最) ○ 特定の公益企業は、独立した監督機関の規制に従っている。 ○ 国有企業以外の政府による株式保有は、重要ではない。(優)	旧コード 1.1.2 Regulatory Impact Statement
1.2 財政運営の枠組み		
1.2.1 予算と予算外活動	○ 財政運営の強力な枠組みは、財政安定化規律(The UK Code for Fiscal Stability)によって規定されている。財政安定化規律では、政府は、財政・債務のマネジメントの方針及び実行方法を定めることが求められている。※財政安定化規律は、1998 年制定。(ROSC) ○ 公基金を使う支出は、法によって明確に定められている。(基)(優) ※ 歳出予算自体が議定費歳出予算法という法律の形式を取っている。既定費は、議定費歳出予算法以外の法律の規定に基づいて支出される。(基)(優) ※ 国家貸付基金の貸付対象は、国家貸付法のなかで包括的に規定されておらず、貸付対象となる個々の機関に関する個別法で国家貸付資金からの借入権限を規定している。個別法では、借入限度額について規定されている。(基)(優)	The UK Code for Fiscal Stability (財政安定化規律)
1.2.2 租税公課	○ 全ての租税法は、議会審議を受けなければならない。また、租税法は説明書類(リーフレット、パンフレット)により広めることが必要となる。(優) ○ 規制サービスに関わる手数料や課金は、法定基盤に基づいている。(優) ○ 現在の Tax Law Rewrite project は、租税法をより容易で理解しやすいものにすることを目的としている。(優) ○ Inland Revenue は、全ての法定外優遇や租税に関する慣行/解釈を示す文書を公表している。それらは、会計検査院(NAO) や Public Accounts Committee による精査を受ける。(優)	Tax Law Rewrite project (租税に関するプロジェクト)

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
	※ Inland Revenue には、内部監査制度が存在する。(優) ○ 納税者憲章(Taxpayer's Charter)が作成されている。(ROSC)(優) ○ 裁判所や議会のオンブズマンへの苦情を含む、当局の措置に不服な場合申し立てができる独立した機関及び手続きが存在する。(優)	
1.2.3 倫理上の行動規範	○ 公務員の活動は、Civil Service Code に従っている。また大臣の行動は、Code for Ministers(正式名称は、Questions of Procedure)従っている。	Civil Service Code Code for Ministers
2.情報の入手可能性 **2.1 財政活動に関する包括的な情報提供**		
2.1.1 年次予算の適用範囲	○ 年次予算の議決対象となるのは統合国庫資金議定費であるが、議決対象以外の公的支出を含めたより詳細な情報が、Public Expenditure and Statistical Analysis Report(以下、PESA)及び省庁別年報で公表されている。(優) ※「財政状況及び予算説明書(The Financial Statement and Budget Report:FSBR)」では、中央政府、地方政府、公企業を連結した公的部門全体の財務ポジションが示されている。(優)	Public Expenditure and Statistical Analysis Report(PESA)
2.1.2 結果と予測	○ 財政安定化規律では、歳出・歳入総額について、過去2ヶ年の結果と予算年度を含む3ヶ年の見通しを示すことが求められている。(優) ○ 補足的なヒストリカルデータは、国家統計局によって発表される。 ※ PESAでは、歳出・歳入総額について、過去3ヶ年の結果と予算年度を含む3ヶ年の見通しが示されている。(優) ※「財政状況及び予算説明書(The Financial Statement and Budget Report)」(以下、FSBR)では、歳出・歳入総額について、過去2ヶ年の結果と予算年度を含む5ヶ年の見通しが示されている。(優)(最)	財政状況及び予算説明書(The Financial Statement and Budget Report)

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
2.1.3 偶発債務、租税歳出（tax expenditure）、擬似財政活動	○ 偶発債務、租税歳出は、報告される。擬似財政活動は報告されないが、重要ではない。(ROSC)(基)(優) ○ 統合国庫資金の偶発債務についての年次報告は、統合国庫資金勘定や国家貸付資金勘定の補助文書において公表されている。 ※ 偶発債務は、省庁別の公共支出計画年報（The Government Expenditure Plans,Annual Report）において、数量化できるもの、できないものに区別して示されている。(最) ○ 財政安定化規律は、定量化されていない政府決定や過去の見通しの失敗によるリスクだけでなく、偶発債務等、財政の見通しに関わるリスクの分析も求めている。 ※ FSBRでは、過去2ヶ年の租税歳出による収入の減少額が示されている。(最)	統合国庫資金会計や国家貸付基金会計の補助文書 省庁別公共支出計画年報
2.1.4 債務と金融資産	○ 財政安定化規律は、毎年 3 月、債務管理報告書において、過去の債務をファイナンスするための総合的な債務ポートフォリオに関する情報を公表するよう求めている。(基)(優) ○ 国家貸付基金の債務と資産の公表も、法的に求められている。(基)(優) ○ 政府の外貨準備を所有する為替平衡資金の年次報告も、1997-98 年度から公表される予定である。 ※ 予算文書では、貸借対照表は示されていないが、2005 年度から政府全体の貸借対照表が公表される予定であり、現在、詳細な資産登記が進められているところである。(最) ※ 中央政府債務の公表は、SDDSの要件を遵守している。(最)	Debt Management Report (債務管理報告書)
2.1.5 一般政府を統合したポジション	※ 中央政府、地方政府、公企業を連結した財政ポジションが、予算文書であるFSBRで示されている。(最) ※ 財政安定化規律は、合理的に見て可能な範囲で、統一された基準で公的部門の会計を作成することを求めている。(最)	財政状況及び予算説明書（The Financial Statement and Budget Report）
2.2 公表の公約及び時期 **2.2.1 財政情報の公表**	○ 財政安定化規律は、年2回、財政情報を公表するよう求めている。 ※ 財政安定規律では、プレバジェット・レポート、財政状況及び予算説明書、経済財政戦略報告書、債務管理報告書の公表が規定されている。(基)(優)(最)	

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
2.2.2 公表の時期	○　予算及びプリバジェット・レポートは、事前に発表期日が明らかにされている。（基）（優）	
3.開かれた予算編成、執行及び報告		
3.1 予算文書		
3.1.1 財政政策の目的と持続可能性	○　政府は、通常予算とともに、「経済財政戦略報告書(Economic and Fiscal Strategy Report)」を公表することが求められる。この報告書は、①長期的な経済・財政戦略（財政政策に関する目標を含む）、②長期的な経済・財政戦略に照らし、短期見通しの評価、③少なくとも 10 年以上の実証的な長期財政推計、④財政上の重要な項目が景気循環に与える影響の分析を含んでいる。（優）（最） ※　政府は、中期経済財政方針、政府の優先戦略事項等を記したプレバジェット・レポートを 11 月頃公表する。（最） ※　政府予算案は、通常3月に議会に提出されているため（会計年度開始は4月）、暫定予算を組むことが慣例になっている。（最）	経済財政戦略報告書(Economic and Fiscal Strategy Report) プリバジェット・レポート 財政状況及び予算説明書(Financial Statement and Budget Report)
3.1.2 財政ルール	○　財政安定化規律は、政権の最初の予算までに、任期にわたって財政政策の目標とルールを示し、説明することを求めている。そのルールは、任期の間、従うものである。ルールからの一時期的に逸脱することが認められているが、その場合は、理由、通常のルールに戻る方法と時期の説明が求められる。（優） ○　政府は、例えば、11 月のプリバジェット・レポートや 3 月の財政状況及び予算説明書(Financial Statement and Budget Report)において財政ルールを示している。（優） ○　財政ルールは、ゴールデンルールとサスティナビリティルールの 2 つに従っている。（ROSC） 　ゴールデンルール：景気の循環を通じて、政府の借入は投資目的に限り行い、国債発行額は純投資額を超えない。 　サスティナビリティルール：景気の循環を通じて、ネットの公的債務残高を対GDP比で安定かつ慎重なレベルに保たなければならない。（現在の目標は、ネットの公的債務残高対GDP比 40%以下）	財政状況及び予算説明書

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
3.1.3 マクロ経済の枠組み	（マクロ経済見通し） ○　財政安定化規律は、政府に対し、経済財政推計の基礎となる前提、見通し、慣行を公表するよう求めている。（基）（優） ※　FSBRでは、GDP成長率、物価上昇率、経常収支等について中期的な経済見通しが明らかにされている。（基）（優） ※　FSBRでは、経済見通しとは別に、中期財政見通しの前提が公表されている。英国では、GDP成長率見通しは幅を持って示されているが、前提では低位なものが採用されている。 （中期予算フレームワーク） ※「包括的歳出見直し」（Comprehensive Spending Review）により、向こう3年間の省庁別歳出をセットしている。ただし、2年毎に改訂するので、3年目の歳出は次の見直しで改訂されている。（実質的な2ヶ年予算）（最）	財政状況及び予算説明書（Financial Statement and Budget Report）
3.1.4 新規政策の明確化	○　財政安定化規律は、FSBRにおいて、予算で導入される新規政策の説明が含まれるよう求めている。（優） ※　FSBRでは、税制改正の説明とともに、予算年度を含む3ヶ年の財政収支に与える影響が示されている。（最）	
3.1.5 主な財政上のリスク	○　財政安定化規律は、経済・財政見通しに係わる主要なリスクの分析を公表するよう求めている。これには、確実に数量化された政府決定、偶発債務、予測と実績の誤差が含まれる。（優） ※　偶発債務は、省庁別の公共支出計画年報（The Government Expenditure Plans,Annual Report）において、数量化できるもの、できないものに区別して示されている。（最）　2.1.3 再掲。 ※　FSBRでは、主要なマクロ経済指標について、過去 10 年間の予測と実績の誤差が明らかにされている。 ※　豪州、NZのように、特定の歳出公約に係る不確実性までは公表されていない。	公共支出計画年報 財政状況及び予算説明書（Financial Statement and Budget Report）

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
3.2 予算の公表		
3.2.1 データの分類	○　取引は、グロスベースで、歳入、歳出、ファイナンスを区別して示される。歳出は、経済別、省庁別分類も示される。(基)(優) ○　Public Expenditure and Statistical Analysis Report (PESA)では、機能別歳出の分析が示されている。(基)(優) ○　資源会計(Resource Accounting and Budgeting)では、UK GAAP に従って分類されている。ESAと整合性がある情報についても提供されている。(基)	Public Expenditure and Statistical Analysis Report (PESA) Resource Accounting and Budgeting(資源会計) UK GAAP
3.2.2 プログラムの目的	○　公式の目標が、全ての歳出プログラムに求められる。(優) ○　各々の支出プログラムは一つ以上の目標に貢献するかもしれないが(例えば、訓練プログラムは労働力スキルアップと失業率低下に貢献する)、全体で全てのプログラム目標を網羅する。それに加えて、各々の省庁が達成すべき目標を定めた文書(社会的、経済的な向上に基づく)を公表しようとしている。 ※　1999 年度予算から、向こう3年間の省庁別歳出額を決める「包括的歳出見直し」と同時に、省庁は、今後3年間に達成すべき目標を定めた「公的サービス合意(Public Service Arrangements:PSA)」を公表している。(優) ※　PSAの目標と予算の項目とは、1対1で対応しているわけではなく、ある項目の予算が複数の目標達成に貢献する等、複合的に対応する形となっている。(最)	公的サービス合意(Public Service Arrangements:PSA)
3.2.3 財政運営上のポジションを示す指標	○　財政安定化規律は、公共部門純借入所要額(Public Sector Net Cash Requirement)、一般政府の財政赤字を含む様々な財政指標を公表するよう求めている。しかしながら、財政目標・ルールに関する政府の業績を評価する指標に重点がおかれる。 ○　財政上のポジションを示す指標は、ゴールデンルールを評価するために使う公共部門純借入所要額である。財政スタンスを示す指標は、公共部門純借入である。(ROSC) ※　FSBRでは、財政政策が経済に与える影響について、景気要因と裁量的要因を区別して考慮できるよう、公共部門純借入の前年度からの変更を要因別に区別して示している。	FSBR
3.2.4 公共部門のバランス	※　公共部門純借入所要額、公共部門純借入は、公企業を含んだ収支尻である。(優)	

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
3.3 予算執行の手続き		
3.3.1 会計システム	※ 1999 年度の決算から、発生主義ベースの「資源会計・予算（Resource Accounting and Budgeting）」が採用されている。（最）	資源会計・予算（Resource Accounting and Budgeting）
3.3.2 調達と雇用	○ 調達政策は Value for Money を原則としており、正当な理由がある場合以外は、全ての調達について、競争入札が行われる。（優） ○ 大規模な契約は、EC及びWTOの競争要件に従う。	
3.3.3 内部監査	○ 予算プログラムの執行を、内部的に監査する制度が存在する。（優）	
3.3.4 租税当局	※ Inland Revenue は、年間の活動を説明する年次報告書を作成し、公表している。それでは、公的サービス合意（PSA）に対する成果、財務諸表等が含まれている。（優）	
3.4 財政上の報告		
3.4.1 予算及び予算外の結果	※ 中期経済方針を示したプリバジェット・レポートでは、中期経済財政見通しの改訂等、IMFマニュアルが年央報告で求めている内容が記載されている。（基）（優） ○ 毎月 public sector finances という形で、予算の執行状況等定期的に報告されているが、詳細については幾分限定されている。（基）（優） ※ public sector finances は、翌月第 12 営業日に公表されている。（最）	プリバジェット・レポート public sector finances
3.4.2 決算	○ 法定タイムテーブルに従って、現金主義会計による決算が準備され、会計検査院による監査を受けた後、議会に提出される。（基）（優） ※ 議定費決算書（歳出のみの決算）は、会計検査院による検査報告書を添付して、1～3月に下院に提出される。（英国の会計年度は、4～3月）（基）（優）	
3.4.3 プログラムの成果	○ プログラムに対する業績結果が公表されるだろう。アウトカム、アウトプット測定の公表に関する正式な政策はまだ作られていないが、監査済みの会計とともに（むしろその一部として）ほとんどのアウトカムが公表されている。 ※ 2002 年から各省庁は、PSAとSDAの目標達成状況について説明する年次報告書を秋に作成し、それには前年度の資源会計の結果を含むこととされている。（優）	

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
4. 情報の信頼性についての独立的な保障		
4.1 データ品質基準		
4.1.1 予算データ	※　予算データは、近年の歳入と歳出の傾向、足元のマクロ経済動向、明確に定義された政策公約を反映している。マクロ経済動向は、プリバジェト・レポート、FSBRで年2回改訂されている。中期財政見通しの前回からの変更は、経済環境の変更、新規政策の採用に区別して示されている。(基)(優)	旧 3.1.5
4.1.2 会計の基準	○　財政安定化規律は、財務省が、過去の慣行からの変更を含む、全ての重要な会計方針について説明することを求めている。(優) ※　英国では、財務省がUK　GAAPの補足するための「資源会計マニュアル」を作成しており、そのための助言機関として財務報告助言審議会(Financial Reporting Advisory board to the Treasury:FRAB)」が設置されている。(最)	旧 3.2.4
4.1.3 データ品質保証	○　財政データはESA95 と整合性が保たれており、予算文書ではESA95 と高度に統合されたデータが報告される。(基)(優) ※　予算データは、近年の歳入と歳出の傾向、足元のマクロ経済動向、明確に定義された政策公約を反映している。マクロ経済動向は、プリバジェト・レポート、FSBRで年2回改訂されている。中期財政見通しの前回からの変更は、経済環境の変更、新規政策の採用に区別して示されている。(基)(優)　4.1.1 再掲。 ※　英国は、SDDSに参加している。(基)	旧 3.4.2
4.2.1 独立監査	○　会計検査院(NAO)は、1983 年に法律によって設立されており、下院の幹部であるComptroller and Auditor General がトップに就任している(以下、C&AG と略す)。C&AG は身分が保障されており、両院からの依頼に基づく女王の命令によってでしか罷免されない。(基) ○　NAOは、政府勘定のほとんどのカテゴリー、特に統合国庫資金議定費勘定が正確であるかどうかを確かめる法的義務がある。 ○　個々の会計と同様に、C&AG もまた過去の財務監査活動を要約する年次報告書を下院に提出する。	旧 4.1.1

ＩＭＦコードの項目	評　価　の　内　容	備　考
4.2.2 マクロ経済見通しの質を評価する仕組み	○　マクロ経済見通しは、予算及びプリバジェト・レポートで公表される。Industry Act では、これらの見通しの基礎となるマクロ経済モデルの最新版が一般に公開されるよう求めている。財政安定化規律では、財政見通しの主な前提や慣行を変更する際、財務省はNAOに審査を依頼するよう求めている。（優）（最） ※　マクロ経済見通しの前提は、NAOによって監査されており、NAOはその結果を報告書にして公表している。FSBRでも、監査結果についての記載が見られる。（優）（最） ※　FSBRでは、民間の経済見通しと政府の経済見通しの比較が示されている。	旧 4.1.2 Industry Act 財政状況及び予算説明書 (Financial Statement and Budget Report)
4.2.3 財務統計の信頼性	○　政府は、公式統計のアカウンタビリティとガバナンスを強化するために、公に助言を求めている最中である。それは、統計を最高品質のものとし、政治の影響から離れて作成され普及されることを確かにする。 ○　国家統計局（Office for National Statistics）は、統計作成に際し他に依存しないレベルである。（優） ○　英国は、現在財政データのSDDSの完全遵守に向けて取り組んでいるところである。	